

※太字・下線部を追加する。

第 4 章 用 法

(専有部分の用途)

第 12 条 区分所有者は、その専有部分を専ら住宅として使用するものとし、他の用途に供してはならない。

2. 区分所有者は、その専有部分を住宅宿泊事業法第 3 条第 1 項の届出を行って営む同法第 2 条第 3 項の住宅宿泊事業（第 3 条第 1 項の届出を行わないで営まれる住宅宿泊事業を含む。）に使用してはならない。

3. 区分所有者は、その専有部分を国家戦略特別区域法第 13 条第 1 項の特別認定を受けて行う国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業（同法第 13 条第 1 項の認定を受けないで行われる場合を含む。）に使用してはならない。

4. 区分所有者は、シェアハウス等を目的とした転用・使用・改造およびサブリースをしてはならない。